

誓 約 書

自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯は、運行の許可を受けた自動車の屋根に 1 基のみ装備します。
- 2 青色回転灯を点灯させての運行は、自主防犯パトロールに限ります。
- 3 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、車体に、自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長から交付される標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 5 パトロールの実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 6 自主防犯パトロールを実施する地域は、事業計画書に記載の地域に限ります。
- 7 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 8 1～7 に違反した場合には、貸与の決定を取り消されても異議申立てはいたしません。
- 9 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく報告します。
- 10 自主防犯パトロール活動の中止又は、その他の理由により青色回転灯が不要になった場合は、貸与を受けた回転灯の返還など必要な手続きを行います。
- 11 貸与を受けた青色回転灯は適正に管理し、誠実に取り扱います。
- 12 貸与を受けた青色回転灯の転貸はいたしません。

年 月 日

久留米市長

あて

名 称
代表者

印